8 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績を示したものである。

消費税の税率

国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供…………4%

8-1 課税状況

			個 人 事 業 者	法 人	合 計
			件	件	件
		一般 申告及び処理	42, 704	161, 744	204, 448
	現年分	簡易申告及び処理	45, 935	87, 626	133, 561
	一	納 税 申 告 及 び 処 理 計	88, 639	249, 370	338, 009
件 数	{	、還付申告及び処理	4, 687	20, 782	25, 469
	既往年分	申告及び処理による増差税額があるもの	9, 375	14, 519	23, 894
	风 任 平 万 し	- 申告及び処理による減差税額があるもの	819	1, 919	2, 738
	合	計	実 96,486	実 272,516	実 369,002
	加	算 税	8, 241	14, 171	22, 412
			千円	千円	千円
		一般 申告及び処理	23, 588, 263	1, 393, 184, 342	1, 416, 772, 605
		簡易申告及び処理	28, 060, 716	81, 126, 550	109, 187, 266
	現年分~	納 税 申 告 及 び 処 理 計	51, 648, 978	1, 474, 310, 892	1, 525, 959, 870
税額	{	還付申告及び処理	5, 149, 218	289, 489, 865	294, 639, 083
	m 4 5 1	申告及び処理による増差税額があるもの	2, 720, 176	7, 594, 196	10, 314, 372
	既往年分~	- 申告及び処理による減差税額があるもの	351, 643	4, 331, 502	4, 683, 145
	差	引計	48, 868, 293	1, 188, 083, 721	1, 236, 952, 014
	加加	算 税	534, 770	1, 383, 426	1, 918, 195

調査対象等: 「現年分」は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに終了した課税期間について、平成17年6月30日現在の申告 (国・地方公共団体等については、平成17年9月30日までの申告を含む。)及び処理(更正、決定等)による課税事績を「申 告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成16年3月31日以前に終了した課税期間について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告(平成16年7月1日から同年10月1日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。)及び処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

(注) 「件数」欄の「実」は実件数を示す。

用語の説明: **簡易申告**とは、基準期間の課税売上高が5千万円以下(平成16年3月31日以前に開始した課税期間については2億円以下)の事業者が選択することによって、仕入税額控除の計算を売上に係る消費税にみなし仕入率をかけて計算する簡易課税制度を適用した申告をいう。

8-2 課税事業者等届出書提出件数

(単位 件)

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合	11-1
606, 001	13, 833	6, 971		626, 805

調査対象等: 平成17年3月31日現在の届出件数を示した。

(注) 課税事業者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。